

随意契約理由

令和 5 年(2023 年)11 月 13 日

契 約 担 当 課 名	福祉部 福祉事務所
発 注 担 当 課 名	福祉部 福祉事務所
契 約 名 称	豊中市福祉事務所分室の移転に伴う電話設備移設等業務
契 約 内 容	豊中市福祉事務所分室の移転に伴う電話設備移設等業務
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	契約日：令和 5 年（2023 年）11 月 13 日 契約期間：令和 5 年 11 月 13 日～11 月 26 日
契 約 の 相 手 方 （ 所 在 地 ・ 名 称 ）	大阪市西区阿波座 2 丁目 1 番 11 号 西日本電信電話株式会社 関西支店
契 約 金 額	2,830,300 円（うち消費税及び地方消費税の額 257,300 円）
随 意 契 約 理 由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当） 本業務は、豊中市福祉事務所分室（以下「福祉事務所分室」という。）の移転に伴い、電話交換機及び電話設備について移設並びに更新を行うものです。 福祉事務所分室では本庁内線を導入しており、本庁内線は本庁の交換機を親として構築されているシステムであり、その保守は西日本電信電話株式会社が行っています。 福祉事務所分室において、本庁内線が西日本電信電話株式会社、ビジネスホンシステムが他社とした場合、障害発生時に切り分け作業に時間を要し、回線の迅速な復旧が困難となります。 また、本庁内線とビジネスホンを同一業者とすることにより、設定変更時においても、その設定変更が西日本電信電話株式会社へ依頼する内容なのか、他社へ依頼する内容なのかを切り分ける必要がないことに加え、西日本電信電話株式会社は、本庁内線に精通し、本庁の電話交換機を熟知していることから、確実に設定変更を行うことができます。 以上のことから、西日本電信電話株式会社関西支店と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、随意契約の締結を行うものです。